平成２７年度　第３回　千葉市生涯学習審議会　議事録

１　日　　時

平成２８年２月１７日（水）午後１時３０分から午後３時１５分まで

２　場　　所

千葉ポートサイドタワー１２階　第二会議室

３　出 席 者

（１）委員

西川明委員（会長）、秋葉英一委員（副会長）、岩切裕委員、小川直哉委員、小椋政子委員、片桐美和子委員、金田榮弘委員、上妻陽子委員、河野功委員、君塚甚一委員、髙塚隆委員、田原洋子委員、廣石常生委員

（１３人）

（２）事務局

大崎賢一生涯学習部長、松尾修一中央図書館長、増岡忠生涯学習振興課長、飛田正美文化財課特別史跡推進担当課長、西村安正科学教育戦略担当課長、平岡芳和生涯学習振興課長補佐、藤代邦彦生涯学習振興課主査、小野直哉生涯学習振興課主査、石川哲生涯学習振興課主任主事（以上、教育委員会事務局）

（９人）

４　次　　第

（１）開会

（２）議事

議題１　会長・副会長の選出

議題２　第５次千葉市生涯学習推進計画について

議題３　その他

（３）閉会

５　会議経過

別紙のとおり

午後１時３０分開会

○司会（平岡生涯学習振興課長補佐）
　これより平成２７年度第３回千葉市生涯学習審議会を始めます。
　私は、本日の司会を務めさせていただきます、生涯学習振興課の平岡と申します。よろしくお願いします。
　本審議会は、千葉市情報公開条例第２５条に基づき、公開で会議を開催いたします。また、議事録につきましても、公開することとなっております。議事録の内容につきましては、会長の承認をもって、本審議会の承認とさせていただきますので、ご了承願います。
　本日の委員の出欠状況ですが、長澤委員・松波委員がご都合により欠席されております。
　千葉市生涯学習審議会設置条例第６条第２項の規定により、本会議の開催には過半数の委員の出席が必要とされております。本日は１５人中１３人の委員にご出席いただいているため、会議は成立していることをご報告します。
　なお、本日の会議は、概ね１時間３０分程度を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
　それでは、はじめに、千葉市教育委員会生涯学習部長の大崎より、ごあいさつを申しあげます。

○教育委員会（大崎生涯学習部長）　（あいさつ）

（委嘱状交付（机上交付））
（委員紹介）
（資料確認）

議題１　会長・副会長の選出

○司会（平岡生涯学習振興課長補佐）　それでは、これより会議を始めさせていただきます。
　なお、会長選任までの間、大崎生涯学習部長を仮議長として、議事を進めさせていただきますので、ご了承願います。

○仮議長（大崎生涯学習部長）　それでは、これより会議を開きます。
　先ほど事務局から説明がございましたとおり、委員の過半数のご出席がありますので、本日の会議は成立しております。
　まず、議題１「会長、副会長の選出」でございます。
　千葉市生涯学習審議会設置条例第５条の規定により「会長・副会長は、委員の互選により定める」となっておりますが、ご意見等ございますでしょうか。

○小川委員　今回の審議会で「第５次千葉市生涯学習推進計画」案に対して答申をするということですので、昨年に引き続き、経験豊富な西川委員に会長をお願いしたいと思います。

（「異議なし」の声と拍手あり）

○仮議長（大崎生涯学習部長）　ただいま、小川委員より、西川委員を会長に、とのことでございますが、ご異議ございませんか。
（異議なし）

○仮議長（大崎生涯学習部長）　それでは、西川委員が会長に選任されました。西川会長、会長席のご移動をお願いします。

（西川会長、会長席へ移動）

　それでは、西川会長から一言いただき、以降の議事につきましては、西川会長にお願いします。

○西川会長　（あいさつ）

○西川会長　それでは、続きまして、副会長の選任に移りたいと思います。
　ご意見等ございますでしょうか。私としては、前回に引き続き秋葉委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声と拍手あり）

○西川会長　それでは、秋葉委員が副会長に選任されました。

○西川会長　秋葉副会長、一言ごあいさつをお願いします。

（秋葉副会会長、副会長席へ移動）

○秋葉副会長　（あいさつ）

議題２・第５次生涯学習推進計画について

○西川会長　続いて、「議題２・第５次生涯学習推進計画」でございます。事務局より説明をお願いします。

○事務局（増岡生涯学習振興課長）　それでは、「議題２　第５次生涯学習推進計画」について説明いたします。
はじめに、生涯学習審議会の委員の皆様の改選もございましたので、本計画の策定の経過について、改めて今年度からの流れを簡単に説明させていただきます。
　まず、策定スケジュールについてでございます。

現在実施中の生涯学習施策を方向づけている「第４次生涯学習推進計画」が今年度をもって計画期間が終了になるため、現計画の取組みの成果と課題を検証し、本市を取り巻く状況の変化に的確に対応した「第５次生涯学習推進計画」を策定することとなりました。資料１「第２次千葉市学校教育推進計画（案）・第５次千葉市生涯学習推進計画（案）」の 157 ページ「策定経過」をごらんください。

平成２６年度は、生涯学習に対する基本的な意識・実態の把握のため、９月にインターネットモニターアンケート調査を、１１月に生涯学習関係団体の活動に関するアンケート調査を実施し、その結果を受けて第５次計画に向けた基本的な考え方につきまして、昨年３月に生涯学習審議会及び各区の公民館運営審議会で説明させていただきました。

その後、教育委員会内部のワーキング会議等を経て、素案としてまとめたものを、昨年７月に第１回、８月に第２回の生涯学習審議会を開催し、委員の皆様より貴重なご意見をいただきました。

第２回会議において「中間まとめ」としていただいたご意見をふまえ計画原案を作成し、同年１１月に市の政策会議により承認されました。なお、この際、教育施策として相互に密接に連携するものであることから、「第２次学校教育推進計画」と一体とした形式にさせていただきました。

この案につきまして、市民の皆様の意見を聴取するため、同年１２月１５日から本年１月１５日までの１か月にわたり、「パブリックコメント手続」を実施しました。その概要につきましては、このあと説明させていただきます。

そして、パブリックコメント手続でいただいたご意見により一部修正したものが、資料１の計画案でございます。本日この審議会でこの案にご意見をいただき、必要に応じて修正を加えまして、審議会の最後に答申をいただきたいと思っております。最終的に３月に教育委員会会議の承認を経て、４月１日から計画を施行する予定でございます。策定から施行までの流れは以上のとおりでございます。

次に、資料３「第５次生涯学習推進計画（案）に関するパブリックコメント手続による意見募集結果」をご覧ください。先ほど申しあげたとおり、平成２７年１２月１５日から本年１月１５日までの間、「１　案の公表場所」に記載の場所において、案を配布し、市民意見を募集したところ、計６人の方々から延べ２３件のご意見をいただきました。

意見の内容は、２ページから４ページまでとなります。なお、同種の意見についてまとめたので項目数は１８件となっております。一部意見につきましては、右側「修正案」のとおり４か所修正し、本日お配りした計画案に反映しております。

さて、内容につきましても、改めて簡単に説明いたします。

資料２「第２次千葉市学校教育推進計画（案）・第５次千葉市生涯学習推進計画（案）」概要版の１ページをご覧ください。

２つの計画を一体化し、両計画に共通する事項については、「序章」としてまとめました。

「（１）第２次千葉市学校教育推進計画（案）・第５次千葉市生涯学習推進計画（案）について」をご覧ください。

まず、法的な位置づけとしましては、教育基本法第１７条第２項に基づく計画とします。（教育基本法の条文は、資料１「第２次千葉市学校教育推進計画（案）・第５次千葉市生涯学習推進計画（案）」の１６５ページに記載しております。）

本市の計画行政における位置づけとしましては、本市の個別部門計画として位置づけ、本市の総合計画である基本構想・基本計画・実施計画と連携・整合を図ることとします。

本市の教育行政における役割としましては、概念図にございますとおり、千葉市の教育に関する大綱の一部として、「第２次学校教育推進計画」や市長部局のこども未来局策定の「千葉市こどもプラン」と連携・協働して、主として「社会教育」分野を中心に教育施策を実施してまいります。

「（２）計画期間」としましては、本市の総合計画である「千葉市新基本計画」に合わせて、平成３３年度までの６年間とします。ただし、社会情勢の変化に対応するため、次の「（３）第２次千葉市学校教育推進計画（案）・第５次千葉市生涯学習推進計画の推進にあたって」にございますとおり、中間年度である平成３１年度に見直しを行います。

「序章」の説明は以上でございます。

続いて、同じく資料２「概要版」の６ページをご覧ください。

左上から説明いたします。

「（１）策定の基本方針」といたしましては、民間と行政が相互に連携・協働しながら学びを生かした活力あるコミュニティの形成に資する計画とします。

「（２）計画策定の背景」といたしましては、「ア　生涯学習に対する多様な市民ニーズ」「イ　多様な人が集い連携・協働して学習する仕組みづくりの必要性」「ウ　変化の激しい社会を生き抜く力の必要性」がございます。この背景を踏まえ、市民一人ひとりが生涯にわたって自ら学び続け、必要とする様々な力を養い、その成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習社会を目指します。

「（３）計画目標」といたしましては、「（２）計画策定の背景」を踏まえまして、「学びはじめ」から「学習機会の提供を受けた学習活動」を経て「学習成果の活用による地域づくり」が実現できる環境づくりを進めるため、「市民が自ら学んだ成果を生かし、活力あるコミュニティを形成できる環境づくりを進める。～学びを通して地域がつながるまち千葉市～」としました。

「（４）計画策定の３つの視点」といたしましては、先ほどの計画目標と表現が重複しますが、「ア　生涯学習の普及啓発」「イ　学習機会の提供等を通じた学習活動の支援」「ウ　学習活動の成果の活用による地域づくり」を掲げております。

続いて「２　第５次生涯学習推進計画の基本的考え方」です。「（１）計画の対象範囲」といたしましては、第４次計画では市長部局・教育委員会の生涯学習に関する事業とし、３０４の事業で構成しておりました。ただ、これは事業数が多く評価が困難なこともございましたので、今回は教育委員会が所掌する事業を中心に、地域社会で実施される教育に関する施策と、それに関連する重要施策を対象範囲とし、「（２）計画の体系」にございますとおり、「３つの施策展開の方向性、７の施策、３９のアクションプラン」としました。この方向性相互の連関について、右側の「概念図」をご覧ください。

図の一番上に計画目標があります。この目標実現のため、まず中央左下の施策展開の方向性「１　学習活動のきっかけの提供」があります。この考えに基づき、施策「1-1 生涯学習の普及啓発」「1-2 学習環境の整備」を実施して市民の学びはじめをお手伝いします。
そこから上に矢印が伸びて「２　多様な学習機会の提供」につながります。施策「2-1 郷土への愛着を深める学習機会の提供」「2-2 市民ニーズに対応した学習機会の提供」により、

多種多様な学習機会を確保し、市民の学習活動を支援します。

ここからさらに右回りの矢印が「３　学びを生かしたコミュニティづくり」につながります。施策「3-1 地域の担い手となる人材育成」「3-2 学習成果の活用機会の提供」「3-3 市民の参加・協働による学習活動の推進」により、学びにより得られた知識や経験が社会に還元される活力あるコミュニティの形成を目指します。

この学びにより得られた知識や経験が社会に還元される過程を通して、また新たに多様な学習機会の確保や、新たな学習の必要が発生します。そこで、再度３から２に戻る矢印が伸びます。

中心の円内をご覧ください。こうして、「『学び』と『活動』の循環サイクル」すなわち「学習活動を通じて『社会が人を育み、人が社会をつくる』」という好循環を目指します。

さらに、この生涯学習活動による好循環を支える体制として、図の下部の「千葉市の生涯学習を支える連携・協働イメージ」をご覧ください。行政のほか、地域団体・社会教育関係団体・企業・NPO 法人ほか各種の関係者が地域にある課題の解決に努めるため今まで以上に連携・協働することが必要であると考えております。

「施策展開の方向性、施策、アクションプラン」の詳しい内容につきましては、７ページをご覧ください。先ほど説明させていただいた施策展開の方向性・施策の他、右側に３９のアクションプランを挙げております。新規事業については、「１－１－３　ｅラーニングの普及事業の実施」「１－２－４公民館の改築」「２－１－１加曽利貝塚の国特別史跡指定」「２－２－４『(仮称）瑞穂情報図書センター』の整備」「２－２－７キャリア教育の推進」「３－２－５生涯学習ボランティアの活動場所の提供」の６つ、拡充事業については、再掲を除き１８事業を記載しております。

次に、８月に開催した前回の生涯学習審議会でいただきましたご意見に対する反映箇所について、ご説明いたします。

まず、資料１の１４５ページをご覧ください。上から２番目のＮｏ．６「特別教室等の開放」についてですが、前回の審議会において、「教員に負担をかけることはよくない」、「学校施設の目的外使用については十分配慮が必要」といったご意見をいただきました。平成２８年度から学校施設開放が開始される予定であり、現在、担当部署からは制度の最終的な詰めを行っていると聞いておりますが、新しい制度であること、既存の特別教室開放事業との住み分け等の課題もあることをふまえ、目標設定については慎重に行うべきだと考えましたので、拡充から継続とさせていただきました。

次に、同じく資料１の１４０ページをご覧ください。一番上の「団体・グループ活動のリーダーの養成・育成」についてですが、前回の審議会で「地域づくりに向けた学習活動という視点でみると、アクションプランが不足している。」というご意見をいただきましたので、ファシリテーション研修等により、リーダーとなる人材の養成・育成を充実するということで、継続から拡充とし、指導者養成研修の延べ受講者数を増加していくという目標を設定しました。

次に、１４４ページをご覧ください。上から２番目の「公民館を拠点とした地域連携の推進」についてですが、審議会で「地域づくりに関わる公民館サービスなど地域づくりにつながっていくようなアクションプランがみえてくるとよい。」という意見をいただきましたので、「地域の諸団体の活動拠点として公民館のさらに利用を促し、諸団体の相互の関わりを

意識的に持たせることなどにより、地域住民のつながりを深める。」ということで、新規に設けました。また、その下の「地域交流・多世代交流事業の実施」についても、「公民館コンサート等の地域交流事業や伝承遊び等の多世代交流事業を実施します。」ということで、前回は「ライフステージに応じた学習機会の提供」という施策に位置付けていましたが、地域の絆をつくるという側面が強いので、こちらの「市民の参加・協働による学習活動の推進」の施策に変更しました。

他にも、いろいろなご意見をいただきましたが、たとえば、「キャリア教育の推進」については、商工会議所の方々にご協力をいただくなど、実際に事業を行うなかで、可能な限り反映していきたいと考えております。

最後に、先日公表された内閣府実施が実施した「教育・生涯学習に関する世論調査」の調査結果におきましても、本計画案はおおむね現在の生涯学習に関する需要にこたえたものになっていると考えております。別添の参考資料「『教育・生涯学習に関する世論調査』の概要」をご覧ください。

１２ページをお開きください。「機会があれば再び学びたいと思うもの」の中で、「日本や世界の歴史・地理に関すること」が第３位となっており、郷土の歴史・文化・風土等に関する教育が重視されていることがうかがえます。

また、生涯学習をする目的として、キャリア教育に関して全国的に需要が増えている傾向にあります。１４ページをお開きください。学びたいと考えた理由として「就職や転職のために必要性を感じたため」や「現在または学んだ当時に就いていた職業において必要性を感じたため」の回答比率が比較的高くなっております。続いて１７ページをご覧ください。生涯学習をしている理由として２４年度の前回調査からほとんどが減少している中、「現在の仕事や将来の就職・転職などに役立てるため」の回答比率だけが増加しております。

最後に、生涯学習施設の公的な環境整備に対する需要は現在も高い状況にある例として、２０ページ「今後どのような場所や形態で生涯学習をしたいか」という質問に対し、「公民館や生涯学習センターなど公的な機関における講座や教室」が１位となっております。また２１ページ「生涯学習を盛んにするために、国や地方自治体が力を入れるべきこと」として「生涯学習のための施設の増加」と回答する割合がやはり１位となっております。

しかしながら一方で、２０ページのグラフ下部にあるように「生涯学習をしたいとは思わない」という回答も１６％あり、生涯学習に興味・関心を持たない層に対する普及啓発が引き続き必要と思われます。

議題２「第５次千葉市生涯学習推進計画について」についての説明は以上になります。委員の皆様より、多くのご意見を賜りたくお願いいたします。

○西川会長　それでは、委員の皆様、ご意見・ご質問をお願いします。

○君塚委員　資料１計画案中 140 ページに「アクションプラン No.1『団体・グループ活動のリーダーの養成・育成』」とありますが、具体的にはどのようなことをするのでしょうか。

○事務局（増岡生涯学習振興課長）　公民館や生涯学習センターにおいて、地域で活躍していくボランティア活動の中心となる方を養成する講座を実施しています。

○君塚委員　受講者はどのようにして集めているのでしょうか。公募ですか。

○事務局（増岡生涯学習振興課長）　一般の講座と同様に広報して募集しています。

○廣石委員　資料２計画案概要版の「施策展開の方向性２『多様な学習機会の確保』」で「学び直しの支援」と「学習機会の提供」とありますが、どのようにPRしていくのかお聞きしたい。

○事務局（増岡生涯学習振興課長）　市政だよりを活用するのはもちろんのことですが、インターネットホームページや、市政だより以外の広報紙等も活用して周知を図ってまいります。

○廣石委員　生涯学習の受け手には、高齢者が多いので、広報がインターネットなどに偏ると情報が十分に受け取れないということが想定されます。「ちばレポ」などは先進的な取り組みですが、利用者層の大半が２０代、３０代と聞いております。そうならないように、生涯学習のPRにあたっては、ちらしを配布するなど、幅広い層にいきわたるように、広報媒体や手段にご配慮いただければと思います。

○事務局（増岡生涯学習振興課長）　ご意見いただいたとおり、紙媒体でのPRも引き続き行ってまいります。
　また、事業には、生涯学習センターで行う受講者を全市的に募集するものもあれば、公民館で行う地域の小学校に限定したものなどいろいろありますので、今後も事業の内容に応じたPRを行ってまいります。

○髙塚委員　学校教育推進計画において、教職員の役割が非常に大きく記載されております。生涯学習推進計画において教職員に対応する者といえば、私は社会教育主事であると考えております。社会教育主事については、いらないのではないかという意見も最近一部に出ておりますが、社会教育法には社会教育主事の役割を大きく規定しております。この計画の中では、社会教育主事をどのように位置づけていこうと考えていらっしゃいますか。

○事務局（大崎生涯学習部長）　公民館のあり方を含め、生涯学習行政全体を推進する上で、地域のコーディネーターとしての役割を担う社会教育主事の必要性は十分に認識しております。本計画案中では具体的なところまで盛り込んではおりませんが、先ほど説明いたしました生涯学習センターのファシリテーション研修など、さまざまなリーダー養成を行うとともに、多様化・高度化する市民の学習ニーズに十分対応できるよう、社会教育主事の育成も進めていく必要があり、併せて行政職員からも社会教育主事を育成する努力をしていかなければならないと考えております。

○秋葉副会長　文部科学省でも、「学び直し」には力を入れておりまして、専門学校に対し

ても今年度も15億円の予算をつけていただきました。これにより全国で100程度の教育プログラムが動き出しています。それをどうやって普及するかが次の問題なのですが、そういう意味で、資料１計画案本文137ページに「No.7キャリア教育の推進」を新規事業として位置づけ、連携対象として専門学校を入れていただいたことは大変感謝したいと思います。ただ、「専門学校」も高等教育機関なので、文書について、「大学等」と並列に記載していただきたいと思います。

○岩切委員　資料１計画案本文113ページ中「2　計画策定の背景」に「変化の激しい社会を生き抜く力の必要性」の記載があります。第一段落を読むと、「グローバル化の進展」が「危機的状況」すなわちマイナスイメージであると解釈できてしまう記述となっております。また、ここには、「情報化」も記載されるべきではないかと思います。

一方、114ページ「4　計画策定の３つの視点」の「生涯学習の普及啓発」第一段落の「グローバル化の進展」の部分を読むことで初めて「グローバル化の進展」が持つ両面的な価値が理解できます。

おそらく文章を短くしたことから起こったことだと思いますが、113 ページの記述では、やや言葉足らずの印象を受けました。

○西川会長　では、事務局で修正の上、この会議の最後に再度修正案について提案いただきます。

議題３　その他

○西川会長　続いて、「議題３　その他」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（増岡生涯学習振興課長）　資料４をご覧ください。「第５次千葉市生涯学習推進計画の進捗管理及び評価方針（案）」について説明させていただきます。

今回の計画ですが、各施策を推進するための目的・目標として「成果指標」を設定しております。

また、施策の具体的な進捗状況を測る目安として、アクションプランの主として新規・拡充事業に目標を設定しました。

教育の成果は全体を一元的に数値で表すことが難しい面があります。例えば、「公民館での活動が活発であるかどうか」についても、稼働率のように数値で把握できるものもあれば、意欲など数値化しにくいものもあります。

また、目標の達成が教育施策の成果によるものか、社会状況の変化等他の要因が関係しているのかということを厳密に把握することも困難です。

このような状況を勘案したうえで、計画の成果を測る一つの物差しとして、数値で表すことができる指標を設定しましたので、以下の方向で進捗管理及び評価方針を定めることを検討しています。

「１目的」は、同じ内容の繰り返しになりますが、計画目標である「学びを通して地域がつながるまち　千葉市」の実現に向けた各種施策を推進するため、計画の進捗管理の把握や

評価・分析など、ＰＤＣＡサイクルによる進行管理を行うとともに、様々な主体と目標や進捗状況・評価結果を共有し、平成３１年度の中間年度に予定しているアクションプランの見直しや次期計画の策定などに活用するためでございます。

「２進捗管理」でございます。７項目の施策に対し、１０の成果指標と２１の目標を設定したアクションプランがございますが、「施策」ごとに進捗管理を実施します。

実績の集計は、各年度の決算期に実施いたします。具体的にはおおよそ９月以降になります。

成果指標の評価は、各指標について、目標値（中間目標値）に対する現状値を比較し、達成状況を４段階に分類します。ただし、市民１万人アンケートなど、毎年実施していない調査に係るものは中間と最終年度のみの実施となります。

アクションプランの評価は、中間年度の目標に対する実績を比較し、進捗状況を５段階に分類します。

成果指標の達成状況の評価基準は、２ページの別表１をご覧ください。目標値以上の達成が二重丸、目標値に対する達成度が６０％以上のものは丸、目標値に対する達成度が６０％以下のものは三角、現状値が計画時数値より後退したものはバツとします。

アクションプランの進捗状況の評価基準は、同じく２ページの別表２でございます。進捗度に応じて「順調」「達成」「遅れ」の評価を行います。ただし、事業の状況によっては、「休止」「中止」もあります。

１ページにお戻りください。「３最終・中間評価」でございます。

「施策」ごとに、成果指標を基準として、平成３１年度に中間評価を、計画終了後平成３４年度に最終評価を行います。

具体的には、評価年度において、先ほどご説明させていただいた達成状況の二重丸を５点、丸を３点、三角を１点、バツをマイナス１点に換算して施策ごとに平均点を算出します。

これにより、評価区分をＡからＥの５段階に分類します。区分の基準は、２ページの別表３をご覧ください。

ただし、社会状況の急激な変化や、突発的なできごと等が数値に大きな影響を及ぼすことも考えられますので、計画途中年度の達成状況の推移等も分析し全体的な傾向について把握することも必要と考えております。

３ページには、それぞれの評価のイメージとして参考例を挙げさせていただきました。

以上でございます。

〇西川会長　この提案に何かございませんか。

〇岩切委員　次年度に前年度の評価をする形式ですと、平成３３年度の評価を平成３４年度に行う事になり、結果を次の計画に反映させることができないので、できれば平成３３年度の事業評価は、年度内に終わらせる方がいいのではないかと思います。

〇事務局（大崎生涯学習部長）　本計画の進捗管理と評価方針につきましては、第２次学校教育推進計画と併せて、市長部局で行っている政策評価の評価方針に沿ったもので進めているところでございます。ただ、ここにお示しした評価方針は素案の段階でございますので、

今後、評価をする段階で多少の手直しをする必要があるかも知れません。
　ご指摘いただきましたとおり、次年度に前年度の評価をする形式では、最終評価を次の計画に反映させることができないという不都合が発生するということも議論になっております。中間見直し時点でも同様のことが起こる可能性がありますので、その時までに評価方針について検討してまいりたいと考えておりますが、基本はこの形で進捗管理と評価をさせていただきたいと思います。
　次の計画を策定する際に評価が定まっていないという状況にならない仕組みを市長部局と連携しながら対応していきたいと考えております。

○西川会長　「３　その他」について、もう一つ議題がございます。事務局より説明をお願いします。

○事務局（増岡生涯学習振興課長）　「放課後子どもプラン推進事業の評価について」ですが、その前にご説明させていただく件がございます。資料５をご覧ください。
　まず背景としまして、「政府における放課後対策に関する最近の主な経緯」ですが、平成１９年度に厚生労働省・文部科学省が共同で「放課後子どもプラン」を作成、厚生労働省の子どもルームと文部科学省の放課後子ども教室の連携を推進することとされました。しかしながら、子どもルームと放課後子ども教室の連携が十分には進まなかったということがあげられます。
　このような課題を踏まえ、平成 26 年 7 月に「放課後子ども総合プラン」を作成、全児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした計画的な整備を目指すこととされました。
　なお、「放課後子どもプラン」は平成 26 年度をもって廃止とされています。
　この間の、本市の対応ですが、
　「１　放課後子どもプラン」への対応として、「千葉市放課後子どもプラン推進委員会設置要綱」を制定し、平成 19 年 12 月から 21 年 10 月の間に教室とルームの連携等について 7 回の会議を開催しました。
　結果、「順調に推進されていること」等から、「生涯学数推進計画等の上位計画に位置づけること等、プランの推進（計画の推進と事業評価について）を担保すること」を意見として終了しております。
　このことを踏まえ、実施状況について生涯学習審議会においてみなさまに報告させていただくとともに、記載のとおり、関係する計画等に位置づけを行いました。
　次に、「放課後子ども総合プラン」も踏まえた「２　現在の取組み状況・今後の方向性」ですが、平成 27 年度、総合教育会議において「児童の放課後対策」について審議を行い「①全ての児童に対して、身近で、安全・安心に過ごせる居場所を提供する」「②学ぶきっかけとなる多様なプログラムを提供し、児童が有意義な放課後を過ごすことができるようにする」方針を確認しております。
　この一環として、平成 28 年度には放課後子ども教室において「学ぶきっかけ」の提供についてモデル事業を実施します。
　また、総合的な放課後対策に横断的に取り組むため、平成 27 年 9 月に「子どもの放課後

対策に関する検討会議」を庁内に設置、今後の方針について検討を進めています。

このような現状において、これまで「放課後子どもプラン推進事業」の意見を踏まえ、生涯学習審議会の場をお借りし、みなさまに報告を行ってまいりましたが、各事業の取組み及び連携については関係する「第5次生涯学習推進計画」及び「千葉市子どもプラン」に掲載され、それぞれ審議等を受けること、国の施策として、「放課後子どもプラン」がすでに廃止されていることを踏まえ、今回をもって、同プラン推進事業の報告は終了とさせていただきたいと考えております。

また、国の「総合プラン」を受けた対応でございますが、一体型の整備等については「千葉市子どもプラン」に掲載しております。平成28年度の放課後子ども教室のモデル事業も踏まえ、総合的な放課後対策について横断的な検討を庁内で進める予定であり、今後方針(案)等が作成できた段階で、市民のみなさまのご意見等をうかがいながら、よりよい施策推進に取り組んでまいります。

昨年度の評価につきましては、2ページ以下に記載のとおりですが、特徴的なところについて簡単に説明いたします。1ページ「放課後子ども教室」について「(1)開設率」は全小学校を堅持しております。また、「(3)指導員・協力員数」については、全年度を上回る人数となりました。一方で、「(2)参加児童数」「(5)平均実施日数」は伸び悩んでおります。原因としましては、地域に頼りすぎているためではないかと考えております。

現在、放課後子ども教室は、主に、放課後の「居場所づくり」ということではなく、「貴重な体験の場」となるよう、教育委員会に総合コーディネーターを配置して既存の運営委員会と協働して大学・企業・NPO等のノウハウを活用した新たな取り組みを進める計画をしております。平成28年度から10校でのモデル実施に向けて契約先を公募しているところでございます。

「子どもルーム」につきましては3ページに掲載のとおりでございます。

4ページ「放課後子ども教室と子どもルームの連携」につきましては、「(3)放課後子ども教室と子どもルームの両方に参加・登録する児童数」が増加しております。子どもルームの子どもが放課後子ども教室に通いやすい環境づくりが必要ですが、協力者に負担がかからない制度設計も必要だと考えております。

以上でございます。

○小川委員　28年度から放課後子ども教室のモデル事業を実施するとのことですが、実施する学校は決まっているのですか。

○事務局（増岡生涯学習振興課長）　学校と協議の上、決まっております。

○廣石委員　放課後子ども教室のモデル事業の所管はどちらになりますか。

○事務局（増岡生涯学習振興課長）　教育委員会になります。

○廣石委員　私が見聞きした話では、子どもルームの整備形態には何種類かあって、空き教室を活用しているもの、学校敷地内に別棟を建てたもの、学校外の建物を借りたものなどが

あるそうですが、その内訳について把握していらっしゃいますか。

○事務局（小野生涯学習振興課主査）　直接所管しておりませんが、現在の子ども未来局の子どもルームの整備の方針についてお答えします。学校外に整備していた子どもルームについては、学校敷地外に出ることにより発生するリスクを減らすため、順次学校敷地内に移転していく方針で計画的に進めているところでございます。また、学校内に整備する子どもルームについては、おおむね別棟で対応しております。

ただ、今年度から、段階的に1学年ずつ子どもルームの受入れ学年の拡大に取り組んでおりまして、この部分の受入れについては、空き教室等の活用を行っております。

なお、これはいわゆる「小4の壁」、すなわち、子どもが小学4年生に進級すると子どもルームに通えなくなることにより母親が仕事をやめなければならなくなる問題に対応するために行っているものでございます。

○田原委員　モデル事業の内容については、どの辺りまで確定しているのですか。

○事務局（増岡生涯学習振興課長）　モデル校10校については、事業者の公募に伴い公表しております。

○田原委員　事業者とは、塾のようなものですか。

○事務局（増岡生涯学習振興課長）　以前、平成２６年度第1回審議会で説明した「放課後学習支援事業」とは異なるもので、「放課後子ども教室」の充実を図るものです。

今までは、地域の方々が事業を考え、集まり、子どものお世話をしていただくという形式でしたが、これでは事業内容を企画する上で指導員・協力員の負担が大きすぎるため、これ以上の日数拡大は見込めません。

そこで、教育委員会内に総合的にコーディネートする人員を一人配置し、大学などで行っている子ども向け企画を学校で実施してもらうなど、コンテンツを既存のものに上乗せして放課後子ども教室の拡充を図ってまいります。このコーディネートを行う事業者を募集するということです。

○事務局（大崎生涯学習部長）　現在、放課後子ども教室を全小学校112校で実施しておりますが、活動日数など地域格差があります。そこで、比較的実施日数が少なく、区域内の児童数の少ないところなどを中心にモデル的に10校選定し、活動支援業務を民間に委託する予定です。来年度、実際に民間事業者に活動支援に入ってもらい、従来提供されているコンテンツに新しいより魅力的で体験的なコンテンツが追加されることで、どれほど活性化するか効果を検証するものでございます。

○君塚委員　放課後の子どもたちのニーズは、今後増加することが予想されます。子どもの6人に1人が貧困であり、親も子供の習い事等に関心があってもさせる余裕がないという社会状況があります。そのような点で、放課後の学校施設の利用は非常に重要になってくると

思います。まず一つ、おそらくこの点は検討してこれから具体的なものにしてくのだと思いますが、民間の委託先について、どのような業者がどのようなプランを持って実施するのか。

もう一つは、資料４の２ページ中「地域の方々の参画」とあるように、地域の方は非常に重要ですが、地域の方の活動は、意外と実施主体や責任の所在などあいまいになってしまうことが多いので、どのように地域を活性化していくかということは今後大きなテーマになると思います。

最後にもう一つは公民館についてです。公民館の所管区域は中学校区で、町内自治会の集会場と比べれば住民利用をカバーする範囲としては広いと言えます。集会場の活用の度合いについて詳しくは知らないのですが、あまり活用されていない集会場もあるのではないでしょうか。今後、放課後の子どもの受入れ先として、このような場も求められていくのではないかと思います。

○事務局（大崎生涯学習部長）　これまでの放課後子ども教室は、自治会、子ども会、青少年育成委員会等地域の皆さんが中心となり事業を行ってきました。このように、地域の方々が子どもたちを見守ったり、何かを教えていただいたりということは子供たちにとって重要なことと考えております。しかしながら、同じ方々にずっとボランティアでお願いし続けていたことなどで、参加児童数や実施日数が増加しなかったという現状があります。

そこで、いままでのメニューに加え、市内の千葉大学をはじめとした多くの高等教育機関や JFE ほか民間企業の方々等の協力を得ながら、「ものづくり」など含め様々な子供たちに新しい発見・体験ができるような取り組みを放課後子ども教室を通じて提供できればさらに良いものになるだろうと考え、まずはモデル校として 10 校で実施し、効果を検証するものでございます。

○廣石委員　学校評議員として山王小学校の子どもルームに関わってきましたが、一時そば屋の 2 階が子どもルームになっていました。現在は学校敷地内に移っていますが、個人的には空き教室等を活用して校舎内に設置した方が経費的にも節約できるのではないかと考えます。

いずれにしても、所管の枠を超えて子どもたちのために取り組んでいただきたいと思います。

また、今回の放課後子ども教室も含め、市の事業の民間委託化が進んでいますが、業者の指導・監督など、しっかりやっていただきたいと思います。

○西川会長　ここで、10 分間の休憩といたします。休憩後、第 5 次千葉市生涯学習推進計画（案）の修正案を提出いただきます。

（１０分間休憩）

○西川会長　修正部分は、資料 1 計画案本文の 113 ページと 137 ページの 2 か所ですね。

○事務局（増岡生涯学習振興課長）　修正部分について説明いたします。別紙お配りのとお

り、資料１計画案本文 113 ページ中「2　計画策定の背景」に「変化の激しい社会を生き抜く力の必要性」の記載につきましては、「『危機的状況』を迎えています。」を「大きく変化しています。」に修正いたしました。また、137 ページ中「アクションプラン No.7　キャリア教育の推進」につきまして、「大学等の高等教育機関や専門学校」を「大学、専門学校等の高等教育機関」に修正いたしました。
　以上です。

○西川会長　秋葉副会長、岩切委員、いかがでしょうか。

○秋葉副会長・岩切委員　異議なし。

○西川会長　他の委員の皆さんのご意見ありますか。

（異議なしの声あり）

○西川会長　それでは、ただ今の審議によりまして、第 5 次千葉市生涯学習推進計画（案）について修正し、審議会として答申書を教育委員会に提出するのでよろしくお願いします。

（西川会長、答申書を読み上げ、大崎生涯学習部長に手渡し）

○西川会長　それでは、以上をもちまして、本日の議事を終了します。

午後３時１５分閉会

問い合せ先　千葉市教育委員会生涯学習部生涯学習振興課
電　　話　０４３－２４５－５９５４
ファックス　０４３－２４５－５９９２
電子メール　shogaigakushu.EDL@city.chiba.lg.jp